

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年12月9日

「埼玉県版気候風土適応住宅の基準（試行）」の制定について ～埼玉県の地域実情に応じた基準を制定～

埼玉県は、地域の気候及び風土に応じた建築技術を活用しているため、建築物省エネ法が定める外皮基準（外壁・窓等の断熱性能に関する基準）に適合させることが困難な住宅を対象とした「埼玉県版気候風土適応住宅の基準（試行）」を制定しました。

「気候風土適応住宅」の基準は、全国共通基準のほか、行政庁ごとの制定が可能です。そこで埼玉県は、このたび関係団体の協力を得て、埼玉県版の基準（試行）を定めました。

この基準（試行）に該当する住宅の建築を行う場合に、建築物省エネ法に基づく説明義務の履行の際に利用します。計画する住宅の基準（試行）への適合は、建築士が判断し、評価結果を建築主に対して説明します。

1 基準の主な内容

別紙のとおり

2 適用区域

埼玉県内（特定行政庁及び限定特定行政庁を除く）

3 制定日

令和4年12月1日（木曜日）